



教 学 第 1677 号
教 保 第 592 号
令 和 4 年 1 月 24 日

各教育事務所長 様

学 校 教 育 室 長
保健体育課総括課長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた教育活動について（通知）

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年1月23日）において岩手緊急事態宣言を発令しました。

児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

については、市町村立学校においても、県立学校の下記事項に準じた対応を要請しますので、貴管内各市町村教育委員会教育長あて文書を送付願います。

また、県南教育事務所においては、一関第一高等学校附属中学校長あて文書を送付願います。

なお、本県の地域感染レベルは、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の状況を踏まえ「レベル2」相当であることから、「衛生管理マニュアル（2021.11.22 ver.7）における「レベル2」に該当することを申し添えます。

記

1 学校行事等

(1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底すること。

2 部活動について

(1) 県外の学校やチーム等との練習試合や合同練習は、原則、禁止とすること。
(2) 県内の学校やチーム等との練習試合や合同練習においては、慎重に判断すること。
なお、実施する場合でも、宿泊を伴う活動は、原則、禁止とすること。
(3) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和3年4月6日付け通知）」を確認し、感染症対策を徹底した上で行うこと。

3 公式大会（東北・全国大会及びコンクール等）への参加について

(1) 全国高等学校体育連盟等が主催する全国大会やコンクール等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を事前に確認するなど慎重に判断し、保護者の同意を得た上で参加すること。
(2) 大会参加前後の健康観察を徹底すること。

【担当】

○教育活動に関すること 学校教育室高校教育担当（019-629-6140）
○部活動に関すること 保健体育課学校体育担当（019-629-6190）